

地域公共交通会議 委員一覧

道路運送法施行規則	市設置規則	現メンバー	活性化再生法	備考
市町村長	市長	春日井市長	地方公共団体	
一般乗合旅客自動車運送事業者		名鉄バス 運行課長	公共交通事業者	
// 組織する団体		愛知県バス協会 専務理事		
一般旅客自動車運送事業者	一般旅客自動車運送事業者	近鉄東美タクシー 春日井営業所長		
// 組織する団体	// 組織する団体を代表する者	愛知県タクシー協会 春日井支部長		
住民又は旅客	市民又は利用者を代表する者	春日井市区長町内会長連合会 理事	地域公共交通の利用者	
		春日井市民生委員児童委員協議会 会計		
		春日井市老人クラブ連合会 副会長		
		春日井商工会議所 副会頭		
		春日井市社会福祉協議会 会長		
		春日井市婦人会協議会 書記		
地方運輸局長	愛知運輸支局長	愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	主務大臣	
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者	愛知県交通運輸産業労働組合協議会 幹事		
		愛知県交通対策課 主幹	県	
道路管理者	愛知県道路管理者	愛知県尾張建設事務所 維持管理課長	道路管理者	
	春日井市道路管理者	春日井市 道路課長		
県警	愛知県春日井警察署を代表する者	春日井警察署 交通課長	公安委員会	
学識経験者	公共交通に関する学識を有する者	中部大学 工学部都市建設工学科教授	学識経験者	
その他必要と認められる者	市長が必要と認める者		その他必要と認めるもの	

※法令上の構成員は、ゴシック体は、「～で構成する（ものとする）」 明朝体は、「～することができる」